日本国憲法は平和と人権の砦

学習を力に、改憲発議ストップへ

この秋、安倍政権が目論む改憲発議をストップさせていくために、3000万人署名を職場で、地域で大きく広げていくことが求められています。これまで憲法が果たしてきた役割とその力など、改めて憲法を守る意味について、渡辺治一橋大学名誉教授にお聞きしました。聞き手は大阪労連女性部の阿野寛子事務局次長と青年部の河合成葉部長です。

声を上げるから暮らしに活かされる

阿野　憲法を守るとりくみの中で、杉田水脈議員のLGBTへの発言など、政府や自民党から女性や性別に対する差別発言が問題になっています。憲法はどんな生き方も保障していますが、女性がもっと生きやすい世の中にするために憲法をどう活かしていくか悩んでいます。

渡辺　どんな信条を持つか、どんな生き方をするかなど、多様性を重んじた社会が必要ですね。日本国憲法は、戦争の放棄と強い人権保障という二つの柱で、多様な社会の可能性を保障しています。まず「平和」。戦争を遂行するため、国家は、兵士だけでなく国民全体を一定の方向に強制します。歴史を紐解けば日本やナチスドイツで戦争を遂行するために、差別や虐待、虐殺が行われました。日本国憲法は戦争も軍隊も持たない、世界でまれにみる憲法です。ですから、世界で最も多様な生き方を保障する憲法と言ってもいいでしょう。

それともう一つは人権です。日本国憲法は、国民の多数の意思に従って政治が行われるよう民主主義を保障していますが、民主主義だけでは、少数派の思想や宗教、LGBTのようなマイノリティの生き方は保障されません。多数が嫌う思想や言論、生き方は、たとえ時の多数が望んでも侵害してはならない、というのが人権という考え方です。平和と人権を保障している憲法は、多様な生き方を可能とする社会を目指していると言えます。

しかし、現実の日本では不寛容なさまざまな行為が起きています。それは、憲法にどんなにすばらしいことが書いてあっても、それだけでは力にはならないということです。憲法25条の実現を訴えた朝日訴訟や職場での定年差別は憲法14条の法の下の平等を蹂躙したとして立ち上がった女性や運動がなければ、いくらいい憲法でもダメなんです。しかし大事なことは、勇気ある市民が立ち上がって獲得した差別の撤廃、権利は、差別に立ち上がれずに苦しんでいる、多くの人々の生活をも変えるということです。

憲法は空気じゃない先輩が守ってきた

河合　人権を守るという観点が大切な事はわかりました。しかし、〝立ち上がれない人〟や〝関心を持てない人〟に対しては、どう働きかけていけばいいのでしょうか？

渡辺　今の日本社会に住んでいる多くの人達は日本国憲法の下で生まれて、生きて、暮らしているので、空気のように当たり前だと思っていますよね。だから何も自分が立ち上がらなくてもと思っている。たとえば多くの人は日本が七十年以上にわたり戦争のない国だったことをあたり前と思っている。しかし、第2次世界大戦以降、アジアの中で戦火を経験したことがないのは日本だけでなんです。保守政権が、憲法を変えようとしたときに、先輩や同僚たちが立ち上がって、ようやく守ってきた結果です。

私がかつて教えていた大学に韓国やドイツからの留学生がたくさんいましたが、彼らが一番悩むことは、博士論文を書く前に、結婚する前に徴兵に行くか、行くまいかということです。しかし、日本の学生はこれっぽっちも考える必要がないわけですよ。それは、憲法の力が、戦争、徴兵を知らない社会を作っているからです。それは決して「空気」ではなく、運動や市民が守ってきたものです。

女性部事務局次長
阿野寛子さん

本気の議論で憲法の力を確信すること

河合　青年部の交流の場でも、「職場改善や賃上げの話はできるけども、3000万人署名の話をすると、何で組合がそんなことをしなくてはいけないの」と言われ、悩んでいると聞きます。私は労働組合の活動は憲法があるから出来るものだと思っているから、切り離せないと思うのですけど。

渡辺　労働組合が憲法や平和の問題に率先して取り組んできたこと、また、いることは、実は、戦後日本の労働組合に特有のことです。戦後の組合の中でも「憲法や平和に取り組むのは労働組合の本務ではない」という意見がたびたび出されてきました。多くの労働組合がその意見に与しなかったのは、平和は労働者や国民の生活の土台をなすものであり労働組合がまず取り組まねばならない課題だと考えたからです。その裏には、戦前日本では労働組合が侵略戦争を防ぐことができなかったことに対する強い反省の思いがあったのです。

いま、労働組合が一番やんなきゃいけないことは、安倍首相が推し進めようとしている9条の改憲はどこが危険なのか、憲法は私たちの暮らしにどんな力になっているのか、また憲法の問題をなぜ組合が取り組むのか、そういう問いを腹を割って議論して、一人ひとりの組合員のみなさんがしっかり確信することではないかと思います。その確信さえあれば、同僚に訴えるときに、少しぐらい舌足らずだったり、若干時間かかったりしてもいいんですよ。組合員自身が「なぜ」という疑問を大事にしながら運動することが大事です。

青年部長
河合成葉さん

輝け憲法11.3総がかり集会が扇町公園で行われ、1万2千人が集まり、声を上げた

それから、職場の同僚や回りの人にできるだけ広く訴えることが大事です。あの人と話しても絶対ダメだよね、という人にも。話した結果、断られたり署名してくれなくていいんです。話し、問いかける活動は必ず生きてきます。

河合　二人占めの贅沢な時間を取っていただいてありがとうございました。声を上げることで、憲法が暮らしに活かされることが本当によくわかりました。

阿野　今日は貴重なお話を聞けて良かったです。憲法が平和と人権の砦ということがよくわかりました。本当にありがとうございました。

ろーれんフラッシュ

最賃以下は違法です！

大阪では10月から最賃が27円引きあがり、時給936円以下で働かせることは最賃違反となります。10月22日に京橋駅頭で、大阪労連が最賃周知宣伝と併せ最賃の引き上げを求める署名行動を行ない、多くの署名が集まりました。

2019春闘に向けスタート

10月26日、大阪春闘共闘委員会の結成総会を国労大阪会館で開催。討論では、新聞労連やJMITUはじめ、参加した組織からの発言が相次ぎました。役員体制や11月24～25日に行われる春闘討論集会などの日程を確認しました。

学び、たたかい、元気よく

10月29日、大阪労連青年部第30回定期大会が大阪国労会館で開催されました。代議員からは「職場のリアルな要求を団体交渉でぶつけています」「学習を大切にしています」「今日の青年部大会で元気をもらった」など発言が続きました。

大阪府の本来の役割発揮すべき

10月31日、大阪労連は府北部地震や台風21号などに対する被災者支援と今後の防災・減災対策について、大阪府と交渉。松井維新府政のもと、大阪府が人員削減をすすめ、広域自治体としての役割が発揮できていないことを指摘し、改善を追及しました。

新築・増改築・リフォーム・住まいの相談は
フリーダイヤル 0120-502-391 に
お気軽にお電話ください！！
建設コープおおさか
大阪府中小建設業協同組合
大阪市西区立売堀1-8-9
お得な情報いっぱいのホームページに是非！一度アクセスしてみて下さい!!
組合員募集中
URL http://www.kensetu-co-op.com/
E-mail direct@kensetu-co-op.com

国労大阪会館を
研修・学習会などにご利用ください
JR・天満駅　地下鉄・扇町駅 下車スグ
◆身障者用昇降機設置
お申し込みは ☎06(6354)0661
〒530-0034　大阪市北区錦町2－2